

資料4

各都道府県における独自課税の取組状況

1 全国における取組み状況

平成12年4月に地方分権一括法により地方税法が改正され、法定外目的税制度が創設されたことを契機に、自主財源の確保等を目的とした独自課税について取り組んでいる都道府県が増加している。

水源林の育成や間伐の推進、荒廃林の公有化等の森林整備・保全のための法定外目的税等に取り組んでいる都道府県は、平成16年1月末現在で、既に導入されている高知県を含め、38都道県となっている。

主な取り組みの事例は次のとおり。

(1) 高知県

「県民参加による森林保全」の気運を高めるとともに、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林の混交林化を進めるため、個人、法人とも県民税均等割の超過課税による「森林環境税」を平成15年度より導入している。

(2) 岩手県、岡山県、鳥取県、鹿児島県

県民に幅広く公平に課税できる観点から、県民税への超過課税方式の検討を進めており、このうち岡山県では平成16年に導入することとしており、岩手県及び鳥取県においても平成17年度の導入を目指している。

(3) 神奈川県

生活に不可欠な水と大気に対する負荷を抑制するための「生活環境税制」に取り組んでおり、水については、シンポジウム等の県民論議にも積極的に関わりながら、水源環境保全施策や費用負担方法等について検討を進めている。

税制の導入以外にも、基金の活用や、理念的な条例の制定への取り組みが行われている。

(1) 愛媛県

財団法人愛媛の森林基金は、基金の運用収入による一般会計事業及び収益特別会計事業並びに緑の募金を活用した緑の募金特別会計事業を効果的に組み合わせながら、森林及び緑化に関する普及啓発や造成整備、森林の利用・活用、ボランティア活動による森林づくり等を促進している。

(2) 青森県

森林、河川及び海岸が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結びついて地域文化を形成していることにかんがみ、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している。

(3) 千葉県

県、市町村、県民等が一体となって、人と里山との新たな関係を構築し、自然豊かな、県民にとってかけがえのない里山の保全等を積極的に行うため、平成15年3月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の推進に関する条例」を制定した。

参考 各都道府県における独自課税の取組(林野庁企画課調べ)

平成16年1月30日現在

都道府県	検討会等		検討項目		とりまとめ等			
	開始時期	構成員 関係職員 学識経験者	目的税等の使途別区分		報告書		時期(予定)	
			森林整備	森林以外も含む	有	無		
北海道	H13.5 H14.9	○	◎	○	○		「北海道らしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告」(H12.12) 「環境目的税の導入に向けた道の考え方」(H14.3)	
青森県	H13.12	○	○	○	○		環境の保全等について検討とりまとめ(H14.8)	
北海道、青森県 岩手県、秋田県	H13.12	○	○	○	○		北海道・北東北自然環境型税制研究会中間とりまとめ	
福島県	H14.12 H15.12	○ ○	○			○		
茨城県	H16.5	○	○			○	H16年度中にとりまとめ予定	
栃木県	H15.5	○	○	○		○		
埼玉県	H14.5	○	○	○	○		「埼玉県税制調査懇談会報告書」(H14.3)	
東京都	H15.3	○	○			○	H15年度中にとりまとめ予定	
神奈川県	H13.6	○	◎	○	○		「生活環境税制のあり方に関する検討結果報告書」(H14.6) 「生活環境税制のあり方に関する報告書」(H15.10)	
新潟県	H15.11	○	○			○	「税制研究会報告書」(H14.3)	
富山県	H12.6	○	○			○		
石川県	H13.1	○	○			○		
福井県	H13.4	○ ○	○			○	「福井県自主課税検討会取りまとめ」(H14.3)	
山梨県	H12.7	○	○	○	○		「山梨県地方自生研究会中間報告」(H14.12)	
静岡県	H15.3	○	○			○	H16秋にとりまとめ予定	
長野県	H15.11	○	○	○		○		
三重県	H15.6	○	○			○		

注:森林整備に係る課税方法の種類

◎:森林の有する水源かん養機能、及び二酸化炭素吸収機能に着目

○:森林の有する水源かん養機能に着目、または水源かん養機能を含めて広く検討

平成16年1月30日現在

都道府県	検討会等		検討項目		とりまとめ等			
	開始時期	構成員	目的税等の使途別区分		報告書		時期(予定)	
			関係職員	学識経験者	森林整備	森林以外も含む		
滋賀県	H12.6	○		○	○	○	「滋賀県税制度研究会報告書」(H14.3)	
兵庫県	H15.11		○	○		○	「兵庫県にふさわしい課税自主権の活用のあり方についての報告」(H14.11)	
奈良県	H15.5		○	○		○		
和歌山県	H14.6	○	○	○	○	○	「和歌山県税制度調査検討委員会報告書」(H15.4)	
鳥取県	H11.10	○		○		○		
島根県	H13.1	○		○		○	「島根県における独自課税の報告書」(H14.3) H16年度中に府内とりまとめ予定	
岡山県	H13.5		○	○		○	「岡山県税制懇話会報告書」(H15.10) 16年度より導入	
山口県	H14.4		○	○		○		
徳島県	H13.5	○		○		○	「意識調査とりまとめ」(H14.3)	
香川県	H15.4 H15.8	○	○	○	○	○	H16.3 とりまとめ予定	
愛媛県	H15.10		○	○		○	H16.9~10にとりまとめ予定	
高知県	H13.4	○		○		○	「森林環境税」として15年度より導入	
熊本県	H14.4	○		○	○	○	「自主課税に関する第2次報告書」(H15.3)	
大分県	H15.9	○		○		○		
宮崎県	H15.8	○		○		○	H16.3 とりまとめ予定	
鹿児島県	H13.7	○		○		○		
九州・沖縄・山口の9県	H15.3	○		○		○	九州地方知事会地方税制調査研究会 H16.10 とりまとめ予定	

注:森林整備に係る課税方法の種類

◎:森林の有する水源かん養機能、及び二酸化炭素吸収機能に着目

○:森林の有する水源かん養機能に着目、または水源かん養機能を含めて広く検討

2 高知県における制度の仕組み

※正確を期すため、情報収集時点に仮称だったものはそのまま(仮称)としています。

(1) アウトライン

高知県は、全国に先がけて「森林環境税」を平成15年度から導入した。県民税均等割の超過課税方式で、全国初の取組み。

当初の試案では、水源かん養保安林の公有化や補助事業の財源確保を睨んだ水道課税方式の法定外目的税が有力であったが、「森林環境保全を目的にするため、水との結びつきよりは、県民が寄り広く公平に負担することを重視」した。

税額は、アンケート調査結果等を勘案して、個人・法人とも年額500円に設定。税収見込みは総額1億4000万円程度となる。

「森林環境保全基金」を設置して、税収分を積み立てる仕組みで、他の税収と経理上区分して、目的税と同様の管理・運用を行う。基金は①県民参加の森づくり推進事業②森林環境緊急整備事業一に充当する。①は、県民への普及・PRや森林所有者の啓発、モデル林の整備など。②では、緊急性の高い水土保全林(1500ha計画)を対象に、強度の間伐→混交林化などの整備を県が直接実施する(森林所有者と協定)。

県民や学識経験者で構成する第三者委員会を設置し、基金や事業の状況をオープンにして、意見を反映させる。課税期間は平成15年度から原則5年間(経過後、点検・検討)。

(2) 森林環境保全事業(仮称)の概要

平成13年10月に公表した試案に寄せられた様々な意見や他県の先進事例、そして「高知の森づくり推進委員会」の提言などを踏まえたうえで、新税制の創設による税収の使い途として「森林環境保全事業」をとりまとめた。

この事業は、人工林の荒廃による土壌の流出や生態系への悪影響を改善し、水源かん養機能など、森林の持つ多面的、公益的機能を維持していくために、水土保全林を対象に混交林化を進めるとともに、森林所有者等に対して森林の役割の重要性を啓発し、また、上下流交流の促進や県民による間伐材の利用促進活動を支援することによって、県民あげて森林環境保全に取り組む。

森林環境保全事業（仮称）の概要

1. 事業目的

- ・全ての県民に森林の役割とそれぞれの立場で参加できる森林保全の取組みを認識いただき
「全ての県民が支える森づくり」という理念の定着を図る
- ・公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林を対象に混交林化を進め、水源のかん養をはじめとする森林の環境面の機能を保全する

2. 事業内容

①県民参加の森づくり推進事業（仮称）

○森づくりへの理解と参加を促す広報事業

- ・多様な媒体により、森林への関心の高い方に限らず幅広い県民を対象に実施
- ・県産材の利用など、一人ひとりの行動と森林保全の繋がりを分かりやすくPR

- 森林所有者への働きかけ
 - ・森林の現状や支援制度をきめ細かく情報提供し、間伐への理解と行動を促進
- 「こうち山の日」の実施に関する事業
- 森林への理解を促し、森づくりへの参加の場として活用するモデル林の整備
- ②森林環境緊急整備事業（仮称）
 - 森林の環境面の機能を保全するため、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林を混交林に誘導
 - これにより、管理に多くの人手を要せず、安定して機能を発揮できる森林を実現
 - 森林所有者との協定に基づき、森林の現況に応じた強度間伐を、県が直接実行

(3) 森林環境保全基金の設置

県民税超過課税方式は普通税であるため、通常は、水道課税方式のような独立した法定外目的税のように使途が特定されない。しかし、この制度は森林環境の保全に充てることを目的に創設することから、目的どおりに使われることを明確にするための仕組みが必要になる。

そのため、税収及びその使い途については、既存のものと明確に区分して、その実績等についての説明責任を果たしていくために、県に「森林環境保全基金（仮称）」を設置している。均等割超過課税の税収相当額は全て基金に積み立てたうえで、新たに実施する森林環境保全事業に充当し、また、支出に関しても、既存の事業と明確に区分するために新たな予算科目を設けることによって、税収がどれだけ集まりどのように使われたのかがはっきりとわかるよう情報の公開を行う。

基金への積立て及び事業財源とする際の仕組み

- ①超過課税による税収相当額は全て基金に積立て、その充当事業を特定することによって森林環境の保全以外の目的に使用できない仕組みとする。
- ②超過課税相当額は、その全額を森林の保全のために充てるという考え方方に立って、市町村に交付する徴収取扱費などの課税事務にかかる費用は、基金積立額から控除しない。
- ③基金への積立予算額は、県民税均等割超過額の収入見込額とする。
- ④各年度の事業に必要となる額を基金から取り崩し、それを特定財源として予算に計上する。
- ⑤税を充当する事業は、新たな「目」、森林環境保全費を設け、他の事業と区分する。

(4) 森林環境税の運営委員会

新たな「森林環境保全事業」の実施にあたっては、県民に新たな負担を求めるうことになり、行政の説明責任がより一層重要になる。また、県民参加の森林保全という理念を具現化するためには、県民自らの積極的な事業参画を促進する必要がある。このため、納税者である県民及び学識経験者によって、①効果的な事業案の検討、②適正かつ効率的な執行の監視、③制度改革への意見具申、などを行うチェック機関として運営委員会を設置する。

この運営委員会では、アンケート調査や既存のモニター制度の活用などによって、幅広く県民の意見や提案を受け、事業計画や進捗の状況、そして制度のあり方などについて、県民の考え方を反映していく。

森林環境保全基金フロー図

